

# 第9期深川市分別収集計画

(容器包装リサイクル法)

令和元年6月

深 川 市

# 目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み	5
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

## 1. 計画策定の意義

限りある資源の有効活用を図り、快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実践していくことが重要です。

本市では、平成 25 年 3 月に「深川市一般廃棄物処理計画」を改定し、先に挙げた循環型社会の形成に向け、廃棄物の更なる減量・資源化・適正処理を推進し、快適な生活環境を創出する取り組みを進めることとしています。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用等による循環型社会の形成が図られるものです。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルの推進
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった循環型社会づくりの推進
- (3) 環境に対する負荷の低減に配慮した適正な廃棄物処理の推進

## 3. 計画期間

本計画の期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年毎に改定します。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記））を対象とします。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1,348 t	1,320 t	1,294 t	1,267 t	1,239 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

### ○ 市民

- ① 使い捨て商品の使用を自粛し、過剰包装の辞退などに努めます。
- ② 買い物に際しては、買物袋（マイバッグ）などを持参するように努めます。
- ③ 資源物の分別排出に努めます。
- ④ 生きびん、紙パックなどの資源物は、回収業者、販売店に売却または住民団体の集団回収による資源化に努めます。

### ○ 事業所

- ① 廃棄物の回収体制の整備など自己処理を積極的に進めるとともに、ごみ減量化を念頭においた事業活動を行うように努めます。
- ② トレイ・ペットボトルなどの使い捨て容器の使用抑制と自主回収に努めます。
- ③ バラ売りの拡大や包装資材の減量化に努めます。
- ④ 再生可能な容器は、再生利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・再生利用に努めます。
- ⑤ 生きびん、紙パックなどの資源物の店頭回収など自主回収に努めます。

### ○ 行政

- ① 市民・事業所・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努めます。
- ② ごみの減量化、再生利用について、啓発・広報活動を強化し、市民の啓発に一層努めます。
- ③ ごみ問題の学習と啓発を推進するため、視聴覚教材や副読本の充実を図ります。
- ④ 事業者に対する減量化計画の策定や排出方法について指導を徹底するなど事業系ごみ排出抑制対策を講じます。
- ⑤ 再生利用可能なものの回収制度、不用品の引き取り制度などについて事業者に対して指導、情報の提供を行います。
- ⑥ 包装の簡素化の促進、使い捨て容器の自粛などの抑制方策について、市民・事業者と協議のうえ検討を進めます。

- ⑦ 市民が回収品を持ち寄る集積場所の確保について、事業者と役割を分担し、効率的な資源回収を全市的に拡大します。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、組合中間処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度及び本市の収集並びに保管に係る資材・組合施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		燃えるごみ
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料及びしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）	白色トレイ
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	燃えるごみ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	34t		33t		33t		33t		32t	
主としてアルミ製の容器	45t		45t		44t		44t		43t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	75t		74t		73t		73t		72t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	75t	0t	74t	0t	73t	0t	73t	0t	72t	0t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	87t		86t		86t		85t		84t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	87t	0t	86t	0t	86t	0t	85t	0t	84t	0t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37t		37t		37t		36t		36t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	37t	0t	37t	0t	37t	0t	36t	0t	36t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4t		4t		4t		4t		4t	
主として段ボール製の容器	209t		207t		205t		203t		202t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	— t		— t		— t		— t		— t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	69t		68t		68t		67t		67t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	69t	0t	68t	0t	68t	0t	67t	0t	67t	0t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	— t		— t		— t		— t		— t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3t		3t		3t		3t		3t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	3t	0t	3t	0t	3t	0t	3t	0t	3t	0t

再資源化の方法

○特定分別基準適合物

品目名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色ガラス	指定法人	
茶色ガラス	指定法人	
その他ガラス	指定法人	
ペットボトル	指定法人	
その他の紙製容器包装	中・北空知廃棄物処理 広域連合焼却施設	発電の燃料として使用
その他のプラスチック製容器包装	中・北空知廃棄物処理 広域連合焼却施設	発電の燃料として使用
白色トレイ	指定法人	

○第2条6項指定物

品目名	再資源化の方法
スチール製容器	金属回収業者へ売却
アルミ製容器	〃
飲料用紙製容器	古紙回収業者に売却
段ボール	〃

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集については、ステーション方式により、缶類、びん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイに分別し、定期回収している。特に、缶類、びんについては、回収用ネットと色別のコンテナを使用しています。

また、ペットボトル及び白色トレイは今後ネット回収に向けて検討・実施を行います。

なお、紙パック及び段ボールについては、住民団体の集団回収を奨励するとともに、スーパー等で紙パック及び白色トレイの店頭回収が行われていることから、それらによる回収が継続されるよう支援や配慮に努めます。

○分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金属	スチール	缶 類	市による定期回収	組合（選別・圧縮・保管）
	アルミ			
ガラス	無色ガラス	無色のガラスびん	市による定期回収	組合（選別・保管）
	茶色ガラス	茶色のガラスびん		
	その他ガラス	その他のガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	住民団体の集団回収 スーパー等店頭回収	民間業者
			市による定期回収	組合（保管）
	段ボール	段 ボ ー ル	住民団体の集団回収	民間業者
			市による定期回収	組合（保管）
	その他の紙製容器包装	燃えるごみ	市による定期回収	組合（圧縮・保管）
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	スーパー等店頭回収	民間業者
			市による定期回収	組合（圧縮・保管）
	白色発泡スチロール 製食品トレイ	白 色 ト レ イ	スーパー等店頭回収	民間業者
			市による定期回収	組合（保管）
	その他のプラスチック 製容器包装	燃えるごみ	市による定期回収	組合（圧縮・保管）

## 10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

組合リサイクルプラザにおいて、選別・圧縮・梱包等を行い、缶類（スチール・アルミ）、びん類3区分、紙パック、段ボール、ペットボトル及び白色トレイの9品目を特定分別基準適合物及び第2条6項指定物として引き渡しを行うものとします。

### ①分別収集に供する収集方法・中間処理

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール	缶 類	回収用ネット	2 tパッカー車 4 t平ボディ車	組 合 リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)	
アルミ					
無色ガラス	無色のガラスびん	プラスチック 回収コンテナ	4 t平ボディ車		
茶色ガラス	茶色のガラスびん				
その他のガラス	その他のガラスびん				
紙パック	紙 パ ッ ク	十文字に縛る	2 tパッカー車 4 t平ボディ車		
段ボール	段 ボ ー ル				
その他の紙	燃えるごみ	指定ごみ袋	2 tパッカー車		組 合 可燃ごみ中継施設 (圧縮・保管施設)
ペットボトル	ペットボトル	袋・ネット回収	2 tパッカー車 4 t平ボディ車		組 合 リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)
その他のプラスチック	白色トレイ				
		燃えるごみ	指定ごみ袋	2 tパッカー車	組 合 可燃ごみ中継施設 (圧縮・保管施設)

②分別収集に供する施設

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄
<p><b>【排出段階】</b></p> <p>1. 排出容器</p> <p>1.1 回収用ネット</p> <p>1.2 プラスチック製回収用コンテナ</p> <p>1.3 指定ごみ袋（燃えるごみ用）</p>	<p>a. 缶類（アルミ缶、スチール缶分別）</p> <p>b. びん類（無色、茶色、その他の分別）</p> <p>c. その他紙、その他プラ</p>	<p>（仕様） 材質：再生 PET 樹脂 100% 容量：200L</p> <p>（仕様） 材質：樹脂製 容量：45L 数量：3色分で1セット</p> <p>（仕様） 材質：高密度ポリエチレン 容量：大 40L、小 20L</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>取扱店で購入</p>
<p><b>【中間処理段階】</b></p> <p>1. 再生施設</p> <p>1.1 リサイクルプラザ ○選別・圧縮設備</p> <p>1.2 貯留施設</p>	<p>a. 缶類（アルミ缶、スチール缶分別）</p> <p>b. びん類（無色、茶色、その他の分別）</p> <p>c. ペットボトル、白色トレイ</p>	<p>（仕様） 主要機器：ベルトコンベア、磁選機、アルミ選別機、圧縮機 能力：0.7 t/日</p> <p>（仕様） 主要機器：ベルトコンベア手選別 能力：1.2t/日</p> <p>（仕様） 主要機器：作業台、圧縮減容機（ペットボトル） 能力：0.3t/日</p> <p>（仕様） ストックスペース ・缶類：30 m<sup>2</sup> ・びん類：40 m<sup>2</sup> ・白色トレイ：15 m<sup>2</sup> ・ペットボトル：20 m<sup>2</sup> ・紙類：60 m<sup>2</sup></p>	<p>組合</p> <p>組合</p> <p>組合</p> <p>組合</p>	

## 11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、廃棄物に関する重要事項を調査・審議するために市長が委嘱している環境審議会の意見を聞くとともに、環境衛生協会を通じ、地域などに対しリサイクル活動についての意識の高揚並びに協力について要請を行います。
- (2) 資源物の自主的な集団回収を実施する地域町内会等の市民団体に対して奨励金を交付することにより、廃棄物の減量化及び資源物の再生利用を促進します。